

令和6年第9回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和6年7月24日(水) 午後3時から

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 只見直美委員	2番 蘇武徳行委員
3番 久我一仁委員	4番 黒澤恵里委員

4 説明のため出席した者

教育長	千葉睦子
部長	鈴木学
次長	菅原千寿
次長	高橋和宏
教育総務課長	佐々木一浩
学校教育課長	伊藤大輔
学校教育課副参事	佐藤千寿
社会教育課長	鈴木隆之
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター所長	小野寺一浩
教育研究センター副参事	加藤忠
くりはら子どもの学び支援センター所長	吉田正

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐	遊佐賢
----------	-----

6 出席点呼・開会

午後3時

教育長 本日、教育長及び教育委員は全員出席となっておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長 4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。
2番 蘇武委員 3番 久我委員に会議録の署名をお願いします。

8 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求め

ます。

事務局

(令和6年6月26日開催の令和6年第8回栗原市教育委員会定例会の概要を説明)

教育長

説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声あり。)

教育長

質問がないようですので、異議なしと認め、令和6年第8回栗原市教育委員会定例会の会議録は、承認することとします。

9 教育長報告

一般事務報告

教育長

5 教育長報告を行います。

一般事務報告について配布資料をご覧ください。1ページになります。

網かけが3つありますが、2つ加えて、合計5項目について詳しくご報告いたします。

6月29日、栗原市と登米市の高校生による総合文化祭が行われました。昨年度同様に各ブースに高校生たちが自分たちの作品を展示しました。今回、印象的だったのは、科学クラブのようなクラブ活動で分かった実験結果を表にまとめたものを発表したり、プログラミングでゲーム場にあるようなクレーンゲームのようなものを子供たちが作ったプログラムを動かしながらそれをゲットするというような、子供たちの創意工夫あふれる展示もあって、私は始まってすぐの時間にいたんですけども、おそらく会場に親子連れの子供たち、小学生の姿があったので、非常にその子供たちも含めて刺激を受けた文化祭だったのではないのかなと思って会場を後にしてきました。

7月1日、栗原市学校教育連絡協議会、これは築館高校を会場に中学校の校長、県立の校長と子供たちの進路情報の共有がメインですが、そこに小学校長会からも代表校長2名が入って情報共有をする場になっています。昨年度から情報共有、進路と言っても倍率がどうのこうのっていうのも大事ですけども、栗原市の子供たちをほぼ栗原の高校で面倒見てもらっているっていう視点から教育活動、あるいは高校での授業、あるいは中学校での授業などなどを含めた情報共有をして、どうかなっていうことで話し合いをする場を設け、グループディスカッションのような形でやって、非常に有意義だと去年は感じました。今年また同じような形というか、同じテーマではなくて少しテーマを変えようかっていうふうにして、会長の築館の校長先生と話をし、高校の方が今、観点別評価が本格的になっているので、そういったところから、その評価、授業の評価とか、そういったところをメインにして話し合い

をしてどうかとお話したんですけども、なかなか、まだ高校の方は始まったばかりで、小中はどうかっていうと小中は始まったけれども、それが高校入試にどう繋がっていくかとか、幅広すぎて若干焦点化するの難しい話し合いだったなと思ったんですけども、そういった形でお互いに話をするっていうのは、自分たちの振り返りにもなってそういう意味では良かったかなと思ったところでした。

7月9日、皆さん参加していただきましたいじめ理解全体研修会は非常に私としては意味のある会だったなと思います。皆さんからしてどうだったかなと聞かせていただければと思っています。市内の幼稚園長、小中及び義務教育は全ての教員に、主任児童委員さんの希望があって、参加してもらっての400名を切る人数での会議でした。法の定義から関連する法規、それから今の生徒指導を含めた生徒指導の観点から見て、いじめっていったところを子供たちのトラブルをどう解決するか等々、非常に全体像を把握できたという意味でも、私としては、これからの繋がる研修になったというか、その研修会を本当にこれから実際に繋げていかなくちゃいけないなと思っているところです。

加えて2点が13日の2件です。くりこま高原高等学校陸上大会でこれは改めて、築館の陸上競技場の1年間の行事の中でも最も大きな大会だということを去年参加して、なるほどって皆から教わったところでした。非常に競技場としても栗原の築館の陸上競技場の施設が本当にお金もかけ、人手もかけ、非常に充実した施設なんだなっていうこともわかりました。今回は県内から54校906名の選手が集まって素晴らしい競技が展開されたところでした。陸協の方々のお世話にもなっていて、本当に32回を数える、ここまで関わった方々に頭の下がる思いがしたところでもありました。

その下、同じ日に栗原第2回となる神楽祭が行われました。これは栗原市の中に、かつては地域に30くらいも神楽の団体とかがあったそうなんです。それがどんどんどん後継者の減少などによって、今は10程度にまで減ってきたということで、昨年度、栗原市神楽保存伝承協議会というものが発足し、市からも補助金出しつつ、その活動を支援していくっていうところで、今年度2回目の文化会館を使っての神楽祭ということで各団体の演技がありました。素晴らしかったです。私は3つくらいまで見て、陸上に行ったんですけども、3つ目がちょうど鶯沢の神楽の発表だったんですね。鐘を鳴らす役を小学生の男の子がやっていて、ステージ上に座ったときに多分ステージのスポットやら会場の雰囲気は本当良かったんだと思うんです。演技しながら、きよろきよろ見ながら、でも手はぶれない。いかに身に染みついたその演技なのかっていうことで、私はその子供の表情にも、その演技にもどっちも

感動して、いや素晴らしいなって思って、おそらくその地域の方々も嬉しいんじゃないでしょうか、後継者が少なくてこういう会が発足した舞台に子供がこうやって、自分自身が喜んでやっているのでもいいなと思って見ていました。来年度も7月第3日曜日にやっていくというようなことを聞きました。以上、5件の報告でした。

教育長

児童生徒および教職員の状況ですが、ご覧のような状況になっております。前回、少しわかりにくいということを受け、どのようにしたらいいか今悩んでいるところです。そこも含めて報告聞いてもらえればと思います。

佐藤副参事

6月分の状況についてご説明いたします。1の不登校者数ですけれども、6月から小学校で前月比でプラス2となっております。中学校では、プラス19人となっております。この人数ですが、小学校の方では実質新たに6月に不登校の30日以上だった児童は実質3名おるんですけれども、その内、本当に去年はちょっと30日以上欠席してなくて、今年30日以上になったっていう児童は1名です。それから中学校の方19人となっておりますけれども、中学校の方も去年は30日以上欠席はしていなくて、始めて30日以上欠席になったっていう生徒は1名となっております。どちらも今学び支援センターの方で対応しておりまして、小学校の方のお子様は家庭部門支援、それから中学校の方は来所支援ということで中学校の生徒は毎日通っているということでした。

それから2番のいじめ認知件数ですけれども、小学校8件3校の学校から、挙げられております。中学校は1件となっております。それから問題行動の方ですけれども、そのような報告になっております。その学校によりましてはだいぶ減って減少傾向にあるという状況になっておりますが、各学校の対応について今後も見守っていきたいと思います。以上です。

教育長

ご質問確認したいこと、ございますか。

久我委員

3番の問題行動の中で対教師暴力っていうところが目立ったんですけども、内容についてお聞きしたい。あと先生が怪我をしていないかお聞きしたい。

佐藤副参事

自分がやりたかったこととか、自分が思っていることを止められたというところで腕を引っかいたり、蹴ったり、そういうことがありますので、多少のひっかき傷を受けている先生がいます。

久我委員

怪我の程度は重くないということでもいいですか。

佐藤副参事

はい。

久我委員

この資料を見ると小学校の4年生の6件、3年生が7件、2件の方もいますけれども、同じ先生になのか、それとも他の先生に対して、6件の

うち何件あったのか、伺います。

佐藤副参事
只見委員

担任の先生へや物を投げつけるということでした。

私もこの対教師暴力っていう言葉になっていますが、暴力にカウントするレベルがどうなのか。今のお話だとものを投げることも含まれる。暴力基準がわからなかったので、暴力とカウントする基準がもしあるのであれば、それを教えていただきたいのと、全員が医療機関と連携中ということですが、どういう流れで医療機関と連携になったのか。

佐藤副参事

基本的には、それぞれの特性というか、それで病院繋がっていったということで、そして思い通りになんかなかつたりなったりする場面があって、そのときにやっぱり教師に対していろいろ投げるとか、叩くとかパンチをすとかそういうところがあった場合にカウントします。

只見委員

話し合いとかで言い聞かせて、落ち着かない場合とか、物を投げたとかそういった時点で暴力に入ってくるということですか。

佐藤副参事
只見委員

静止したときにやはりその言葉でなおらなかったときとか。

漢字で表す暴力ではなくて、ちょっとしたことも暴力に入ることですね。イメージよりは軽いものが多いですかね。

佐藤副参事

そのものにもよりますけれども、幅があるそうです。今回は軽いものが多い。

只見委員

それと医療機関に行くっていうのはどういうこと。

佐藤副参事

これがあつたから医療機関に行くというよりも、元々その特性というかあつて、特別支援学級の子供もおりますし、あとは通常の学級にいても、落ち着かないとか。

只見委員
教育部長

暴力がきっかけで医療連携ではないということは分かりました。

重要なところだつたと思うんで若干補足をします。基本的に学校が子供を医療機関に連れていくことはないです。あくまで医療機関に連れて行くのは親であつて、保護者になりますので、例えばここに黒丸がついている児童の場合は、副参事が言ったように、今回のケースがあつたからっていうものではなくて、以前からやはりなかなか集団生活に適応できない部分があつて、これは学校と保護者が相談したケースもあるでしょうし、保護者独自の判断でのケースもあるでしょうが、いわゆる受診をしてそこで何らかの措置があつて、それが継続していると、ただ継続受診したからといって、すぐにその効果が出るというものでもないで、そのいわゆる治療期間過程の中で、このようなことが起つているというふうな流れだと思います。

蘇武委員

大体同じ学校の様です。授業の抜け出しとか。ただ、1件も入っていない学校もありますが、学校によって報告の温度差があるのでしょうか。報告の基準はどうなっていますか。

佐藤副参事

今年度、県の方にも報告している数字ですので今年度は1日1回で

も抜け出したら1ということで、1日に3回も4回ということで計算するのではなく、1日のうちで何回か抜け出しがあった場合は、1回と報告することをされています。

教育部長

後段のところだけ補足をしますと、2年ぐらい今年件数として計上されていない学校が多かった。やはりその学年によって、例えば、その子供が中学校に上がっていて劇的に変わるっていうケースもあって、やっぱりその学校のその学年がすごくある意味、落ち着きがない学年とかっていうのは、学校ごとの学年の特徴っていうのもやっぱり若干あるのかなと、その子供たちが卒業してくると逆に落ち着いてくる学校全体が落ち着くというふうなケースもあるかなというふうに思います。

黒澤委員

不登校者数のところの小学校の2年生のところ前月比でマイナスになっている1名は通えるようになったということでしょうか。

佐藤副参事

転校しました。

教育長

他にありませんか。

(なしの声あり。)

教育長

ないようですので、一般事務報告を終わります。

次に、専決処分報告を行います。報告第3号専決処分の報告について「栗原市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」内容の説明を求めます。

教育総務課長

資料ナンバー1の4ページをご覧ください。朗読いたします。報告第3号専決処分の報告について、栗原市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、栗原市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年栗原市教育委員会規則第5号)第3条第1項の規則に基づき、次のとおり専決処分により定めたので、同条第2項の規定により報告する。令和6年7月24日提出栗原市教育委員会教育長です。5ページは改正文です。説明は新旧対照表で行いますので、資料ナンバー2の1ページをご覧ください。別表第2の武道館の区分に、栗駒中学校を加える改正であります。今回の改正は、6月議会定例会において、栗原市体育施設条例から栗原市栗駒武道館を削除する改正を行いました。この栗原市栗駒武道館は、栗駒中学校敷地内にあり、中学校の施設として活用することから、学校体育施設の開放について定めるこの規則の改正を行うものであります。改正後の規則の施行日は、この条例の公布の日であります。以上で報告第3号専決処分の報告についての説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。ご質問はありませんか。

蘇武委員

今までは栗駒中学校の武道館は使用料を取っていなかったのでしょうか。

教育部長

まず一つ、これだけ見ると確かになんですけど、この条例が6月議会

で改正をされました。結論から言うと伝創館の敷地に入ったところに相撲場があります。その施設を栗原市相撲場と明確に位置づけました。そのことによって、課長の説明のとおり、栗中の体育館の隣に武道館があつて、そこにも土俵があるんですけども、その武道館を社会体育施設から削除しました。というのは、逆に言えば中学校の敷地内にあつて、中学校の部活でしか使っていないのに、あそこは条例上、社会体育施設が普通の体育館、例えば、BG体育館とか栗駒スポーツセンターとかと同じ位置づけになっていました。なぜかと言われれば、合併前から、栗駒町時代からそのような形で位置づけをしてきたというのをずっと引きずっていたんですが、今回、明確に栗原市の相撲場は伝創館だということを位置づけましたので、そうであればそれを基に中学校の中にあるあの武道館も、いわゆる一般的な社会体育施設ではなくて、あくまで学校の施設なんだということを規則の中で改正をしたということになります。今まで使用料等どうだったのかということですが、結論としては、これまた矛盾なんですけども、社会体育施設でありながら、実質的には学校教育でしか使っていませんので、その辺の料金については、実績の発生はしていない。ただ、条例上は、位置づけられてはいたというところが現実で、やっと今回、現実には法令法規制に合わせる事ができたというところでもあります。

教育長

他にございませんか。

(なしの声あり。)

教育長

それでは、他にないようですので、報告第4号専決処分の報告について「栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」内容の説明を求めます。

教育総務課長

資料ナンバー1の6ページをご覧ください。朗読いたします。報告第4号専決処分の報告について、栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年栗原市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規則に基づき、次のとおり専決処分により定めたので、同条第2項の規定により報告する。令和6年7月24日提出栗原市教育委員会 教育長です。7ページは改正文です。説明は資新旧対照表で行いますので、資料ナンバー2の4ページをご覧ください。様式第1号の利用区分の項に武道館の記載を加える改正であります。今回の改正は、先ほどと同様に栗原市体育施設条例から栗原市栗駒武道館を削除したことに伴い、この規則で定める様式の改正を行うものであります。改正後の規則の施行日は、この条例の公布の日であります。経過措置につきましては、公布の日以後に改正前の様式を用いて利用申請があった場合に、改正後の様式で申請があったものとみなしてその申請書を受取することができ

るようにする規定であります。以上で報告第4号専決処分の報告についての説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

(なしの声あり。)

御質問が無いようですので、専決処分報告を終わります。

次に、「6 議事」に入ります。日程1議案第24号「令和7年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について」議案の内容の説明を求めます。

学校教育課長

資料1の8ページをお開きください。議案第24号令和7年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書採択の採択について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、宮城県北部地区教科用図書採択協議会から通知された教科用図書の採択について、別紙のとおり議決を求めます。令和6年7月24日提出栗原市教育委員会教育長でございます。「令和7年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書採択の採択」につきましては、令和7年度から、中学校で使用する「教科書」と「学校教育法附則第9条の規定によります一般図書」の採択について、お諮りするものでございます。栗原市は、教科用図書の採択にあたりまして、栗原市のほか、大崎市、涌谷町、美里町、加美町、色麻町の2市4町により、北部地区教科用図書採択協議会を設立し、共同採択を行っております。7月18日に開催された協議会において、協議結果がまとまりましたので本日、お諮りするものでございます。協議結果については、資料3の1ページをご覧ください。上から順に、国語と書写、社会の地理、歴史、公民は「東京書籍」、地図は「帝国書院」、数学と理科は「東京書籍」、音楽の一般と器楽は「教育芸術社」、美術は「光村図書」、保健体育は「東京書籍」技術・家庭の技術分野と家庭分野は「開隆堂」、英語、そして道徳は「東京書籍」が選定されております。次に、資料3の2ページから4ページにつきましては、学校教育法附則第9条の規定によります一般図書の小学校分を掲載しております。続きまして、5ページから6ページには、中学校分を掲載しております。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育部長

少し補足をさせます。

学校教育課長

改めまして、北部地区教科用図書の採択協議会における協議の経過をご説明いたします。こちらの協議会の委員につきましては、2市4町の教育長が委員となっております。こちらで第1回では教科書採択のスケジュール的なものとして、選定過程について、確認しました。第2回目につきましては、その第1回目の際に決められ決定されました教

科書採択についての専門委員・選定委員ですかね、各学校・教育委員会から出していただいた専門委員や皆さん、その方々についての確認そういった形になっています。各教科書を見ていただいて、それぞれの教科書などについての研究をしていただいて、まとめていただく、その結果を第3回、7月18日に委員会までご説明をいただきまして、委員の方で内容を改めて協議しながら教科書を選定している。

教育長

補足についての確認やご質問はないでしょうか。

蘇武委員

何年も委員をやって、直接研究センターに行って教科書も見っていますが、新規ってところがちょっと気になっています。何もなく継続の場合は、教科書が良いのでそのまま継続で、新規になるということは理由があると思います。それを書く必要があると思います。新規にする場合には理由を付け加えて出さなきゃいけない。それが、例えば廃盤になったとか、そういうのは仕方ないが、内容がダメだとか、そういう何か理由がもしあれば、新規のところこういう理由で変わったようですよっていうふうに付け加えてもらいたい。

教育長

今のお話の新規は、いわゆる特別支援学級での使える絵本とかに、新しい、これもふさわしいですよっていう種類っていう新規で、追加するものです。

蘇武委員

変えたというものはありませんか。

学校教育課長

中学校教科用図書の中で、これまで使用していた教科書と違うなどというお話しすると、美術です。美術は変わりました。その選定専門委員会で意見が出たんですけども、この光村図書、こちらがいいと意見にまともってそれを受けて、最後の協議会の方で諮ったところなんです。逆に削ったものもございます。今回は採択結果という形ですので、削ったものは掲載しておりませんが、削った理由としましては、確か記載内容が今の時代に合わない、例えば、眼鏡とか黒電話だったり、表現内容が現在に合わないものっていうのをちょっと改めて今回は見ていただいて、削ったものです。

教育長

今の補足説明でした。よろしいです。

(はいの声あり。)

久我委員

簡単にお話を伺うと、各専門委員の方々が選定したものを、教育長を含めた2市4町の教育長の方々が採択するという流れだと思うんですけどもいいですね。協議内容をまとめていただくということが専門委員で、最終的採択って、最後に決めるのは2市4町の教育長ということ。

学校教育課長

各教育委員会で採択していただくための選定した書籍をまとめるのが、採択協議会です。

教育部長

あくまで栗原市で使う図書を決めるのは教育委員会です。協議会か

らの提案を受けて今回議案としてこれで決定すれば、栗原市はこの教科書を使っていきますっていう決定になります。

教育長

次に、7その他に移り、事務局から報告を行います。資料ナンバー2の7その他「(3)令和6年度栗原市教育委員会関係行事について」

教育総務課長

資料ナンバー2の6ページをご覧ください。8月分の栗原市教育委員会関係行事について、お知らせいたします。6日、7日にわたり、あきる野市・栗原市友好親善交流会をあきる野市に訪問し、行われます。8日、9日の両日、くりはら未来塾「中学生夏休み学習会」を栗原市教育研究センターで行います。以上です。

教育長

説明が終わりましたご質問ございませんか。

久我委員

6日、6時になっていますが、朝の6時でいいですか。

社会教育課長

朝の6時です。

只見委員

7日の8時は夜ですか。

社会教育課長

18時20分の誤りでした。

教育総務課長

教科書採択の議案で、採決が抜けたようです。お願いします。

教育長

議事日程第1日程1議案第24号令和7年度栗原市義務教育小学校で使用する教科用図書の採択について原案の通り可決してよろしいですか。

(はいの声あり。)

教育長

ありがとうございます。ではご異議なしと認め、日程1議案第24号は原案の通り可決いたします。

他に何かございますか。ないようですので、7その他を終わります。

10 次回教育委員会の開催日程

教育長

次回教育委員会定例会の日程についてお諮りいたします。

次回、教育委員会定例会の日程について、お諮りいたします。

8月28日、水曜日、午後3時 開会でいかがでしょうか。

(はいの声あり。)

それでは、次回定例会は、8月28日、水曜日、午後3時からの開催とさせていただきます。

11 閉会

教育長

以上をもちまして、令和6年第9回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時

12 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

日程1 議案第24号 令和7年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

会議録署名委員 _____

〃 _____